

銭湯は 緊急事態宣言時においても
国民の安定的な生活の確保のため
事業の継続を求めるとされている業種です。

利用者の皆様には、事業の継続に御理解をいただき
あわせて感染拡大防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

感染拡大防止対策

- 咳エチケット、こまめな手洗いをおこないましょう
- グループでの来店、大きな声での会話、長時間の滞在はご遠慮ください
- **体調の悪い方(発熱、咳・くしゃみ、風邪症状がある場合等)**は、
ご利用をおやめください

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日(令和2年4月17日改正)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3)まん延防止

- ⑬ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、(略)別添に例示する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ⑥生活必需サービス(ホテル・宿泊、**銭湯**、理美容、ランドリー、獣医等)